

岸和田競輪協賛事業者募集要項

岸和田市が実施する競輪事業の振興を図り、また、新たな事業の財源を確保するため、次のとおり、岸和田市営岸和田競輪開催に協賛していただける協賛者を募集します。協賛者となっていたいただいた方には、協賛金を納付していただき、所定の特典を付与します。

第1 協賛に関する事項

1 募集する競輪

別紙一覧に記載するシリーズ戦またはレース

2 協賛者の募集定数

別紙一覧に記載するシリーズ戦またはレース毎に別紙一覧に記載のとおり

3 協賛金の最低額

【シリーズ戦】

(1) F I 開催時 100,000 円

(2) F II 開催時 50,000 円

【レース】

(1) F I 開催時 10,000 円

(2) F II 開催時 5,000 円

4 協賛の特典

協賛者の特典は、次の内容のうちから、別紙一覧に記載するシリーズ戦またはレース毎に別紙一覧に記載のとおりとします。

(1) 開催タイトル又はレースタイトルの命名

(2) タイトル名の掲載（出走表、場内テレビ、C S 放送、車券、スポーツ新聞、ホームページ等）

(3) 岸和田競輪場内への P R ブースの設置

(4) レース式典への参加

第2 申込み及び決定に関する事項

1 申込み資格

次の各号のすべてに該当しない個人、法人その他の団体

(1) 風俗営業及びこれに類する事業を営むもの

(2) 消費者金融業を営むもの

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始決定又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始決定を受けた事業者

(4) 法令に違反している又はそのおそれがあると認められるもの

(5) 市の入札参加資格に関して指名停止措置を受けているもの

- (6) その事業を営むについて、官公署の免許、許可等を必要とする場合に、その免許又は許可等を受けていないもの
- (7) その行う事業又は行為が社会的批判、指弾の対象となっているもの
- (8) 市税を滞納しているもの
- (9) 岸和田市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号のいずれかに該当するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、協賛者として適当でないと市長が認めるもの

2 申込み方法

- (1) 競輪協賛を希望する者は、「岸和田市営競輪シリーズ戦協賛申込書」（様式第1号）又は「岸和田市営競輪レース協賛申込書」（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、岸和田市公営競技事業所へ持参により提出してください。
- (2) 申込者の資格条件を確認するため、会社概要、役員名簿、納税証明書等の関係書類を提出していただく場合があります。また、市が暴力団員又は、暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、提出いただいた役員名簿、協賛申込書等を大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部に提供する場合があります。

3 募集期間

別紙一覧に記載する期日

4 協賛者の決定

- (1) 協賛を募集したシリーズ戦またはレース毎に、協賛金の額が多いものから順に協賛者として決定します。
ただし、協賛金額が同額の場合は協議のうえ決定するものとします。
- (2) シリーズ戦の協賛者が決定した開催分については、レース協賛の申込を無効とさせていただきます。
ただし、シリーズ戦協賛者が承諾した場合はこの限りではありません。

5 承諾・不承諾の通知

申込みの結果については、すべての申込者に別紙期日までに書面で通知します。

6 決定の取消し等

- 協賛者として決定したものが、次のいずれかに該当するときは、決定を取り消すことがあります。
- (1) 協賛金が指定期日までに納入されなかったとき。
 - (2) 申込み内容に虚偽の記載がなされていたことが判明したとき。
 - (3) 協賛決定時に予見できなかった事情により、協賛が困難となるに至ったと認められるとき。

7 協賛金の返還

開催中止等協賛者の責めに帰すことのできない理由により協賛できなかった場合を除き、既納の協賛金は返還しません。

第3 協賛申込みに関する問い合わせ先

〒596-0001 岸和田市春木若松町 22 番 38 号

岸和田市公営競技事業所

電 話：072-422-4846

FAX：072-436-1101

e-mail：keirin@city.kishiwada.osaka.jp

附 則

この要項は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この要項は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は令和 3 年 2 月 1 日から施行する。